

令和 5 年 6 月 14 日

大阪市総務局長 吉村 公秀 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 堀野 桂子

意見書

令和 5 年 6 月 6 日付け大総務第 14 号により報告のありました一般財団法人大阪市文化財協会（以下「本件団体」といいます。）に係る中期計画（以下「本件計画」といいます。）の内容について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「要綱」といいます。）第 13 条第 9 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

報告のあった本件計画の内容については、所管所属である経済戦略局が策定した中期目標の内容が一定反映されていると認められるものの、当該目標である埋蔵文化財関連業務等の関係先への移行に向けた行動計画としては、取り組むべき主要な 8 項目が掲げられているのみであり、その具体的な取組内容や方法及びスケジュールが明らかにされていない。

当委員会には、本件団体を解散すること及びその時期が令和 6 年度末であることが大阪市の方針であるとして示されたのみであり、その決定に至るまでの検討内容が示されていない状況において、本件計画に記載された項目が、多岐にわたる本件団体の事業を限られた期間内に整理するのに十分な項目数及び項目内容であるかは判断し難い。

これらの点について所管所属及び本件団体からの説明聴取によると、本件団体が担ってきた全事業について、詳細な棚卸、継承の必要性の判断、継承先の決定、継承の方法やタイミングなど詳細な検討及び調整は、今後、関係諸機関との協議において決定していくとのことであり、適宜、完了までの行動計画を変更していくとのことである。

今後、関係諸機関との協議を通じて本件団体の埋蔵文化財関連業務等の継承に係る諸課題が解決され、当該目標を期間内に着実に達成することができるよう、所管所属として関係諸機関との連絡を密にし、進捗状況を随時把握し、必要と判断される場合には中期計画の修正を求めるなど、適切に監理されたい。

また、本件計画のような限られた期間内において複数の継承先への事業引継ぎを伴う解散は前例のない大きな取組であり、その難度及び重要性に鑑み、大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第 4 条第 2 号の規定に基づく中間振返りの評価を行った際に、当委員会にその結果及び進捗状況について、今後決定される詳細な業務及びそのスケジュールを示すロードマップ並びに解散に向けての大阪市及び本件団体の役割分担を確認できるもの等と合わせて報告することを求めることとする。